

## 1. 使用許可の判断

日中線記念自転車歩行者道は、原則として自由に使用できますが、場所の一部を独占して使用する場合には、事前に許可が必要となります。

なお、他の利用者へ支障や危険が及ぶ行為は許可しないこととします。

許可が不要な行為	自由使用	◎個人の一般的な撮影 (コスプレ、YouTube などを含む)
	一時的な使用	◎社内報や会報のための撮影(個人、自社の社員によるもの) ◎新聞、報道機関等(テレビ番組)による日中線記念自転車歩行者道の宣伝等を目的とした撮影 ◎結婚式の前撮り(一時的な使用であれば、撮影を職業とするものによる前撮り撮影も許可は必要ありません。) ◎他の利用者の通行に支障がない撮影

許可が必要な行為 ＜行政財産使用許可申請(喜多方市財務規則第180条に基づく許可申請)＞	◎撮影を職業とするものによる撮影(職業でなくとも、個人が金銭を受け取って撮影を行う場合も含みます。) (例：映画・ドラマ・CM等、広告・宣伝目的の撮影など、場所の一部を独占して使用する場合。なお、午前6時～午前8時若しくは、午後6時～午後8時までの許可とする。)
---	--

許可しない行為 ＜他の利用者への支障、危険が及ぶ行為＞	◎さくらまつりイベント実施場所の使用 ◎騒音のでの使用(コンサート等) ◎物品の販売や頒布 ◎募金活動等 ◎ドローン等による空中撮影 ◎占用行為(道内にテント、ステージ等を設置しての利用)
--------------------------------	---

## 2. 受付期間

許可申請は、原則として行為を実施する日の7日前までに提出していただくこと。

## 3. 許可時間

さくらまつり期間中は、大勢の観光客等の通行が想定されるため、場所の一部を独占して使用する場合の許可時間帯は、午前6時～午前8時若しくは午後6時～午後8時までとします。

## 4. 申請時に必要な書類

道内で許可が必要な行為を行う場合に、必要な書類は下記のとおりです。

1	行政財産使用許可申請書	様式第 83 号	財務規則第 180 条に基づく許可申請書
2	占用物件の配置図	任意様式	道内のどの辺りで行うか分かる資料のご提出をお願いします。
3	企画書等	任意様式	1 日時 2 目的・内容・機材等のレイアウトなどがわかるの 3 参加者数（見込み）

## 5. 使用料

喜多方市行政財産使用料第3条使用料の減免により、他の利用者の通行に支障がない撮影等は一時的な使用となるため、原則、免除とします。

ただし、日中線記念自転車歩行者道の場所の一部を独占し使用する場合は、徴収するものとします。

使用料を徴収する場合

撮影を職業とするものによる撮影例）・映画・ドラマ・CM等の撮影、広告・宣伝目的の撮影 など	$\frac{(\text{固定資産税評価額} \times 3 \times \text{使用許可日数} \times \text{使用許可面積})}{(\text{市有財産台帳面積} \times 100 \times 365 (\text{又は } 366))} \times 100 \text{ 分の } 110 \text{ を乗じて得た額}$
---	--